

白井市商店街共同施設維持管理事業補助金交付要綱

所管課

産業振興課

1 補助金の名称

商店街共同施設維持管理事業補助金

2 補助金交付の目的

商店街の活性化を図るとともに、一般公衆の利便性に資するため。

3 用語の定義

「商店会」とは、白井市の中小商業者で構成する団体組織で市長が認めるものをいう。

「商店街共同施設」とは、次の施設をいう。

- ①アーケード、アーチ、街路灯、プランター
- ②共同駐車場、駐輪場
- ③その他市長が特に認める施設

4 補助対象

白井市内商店会（白井商店会、白井第一商店会、白井北総商店会、富塚地区商店会、富士商店会、西白井駅前サンロード商店会、白井駅前商店会）

5 補助対象経費

●商店街共同施設を維持・管理する事業に要する経費で、次の経費（利益のみの目的とした事業は対象外）

- ①商店街共同施設の改修・修繕に要する経費のうち、別紙に定める経費（新たに設置する場合を除く）
- ②商店街共同施設の維持管理に要する経費のうち、別紙に定める経費（改修費及び電灯料を除く）
- ③商店街共同施設である街路灯に係る電灯料のうち、別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

利益のみを目的とした事業

6 補助額（率）

別紙に定める額

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

平成25年度

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴

別紙

商店街共同施設	補助対象経費	補助率	補助限度額
アーケード	①改修・修繕費 塗装費（3年毎に1回を限度）、部材の取替え・補強費（4年毎に1回を限度）など	1/2	1施設当たり100千円
	②維持管理 損害保険掛金など		1施設当たり5千円
アーチ	①改修・修繕費 塗装費（2年毎に1回を限度）、部材の取替え・補強費（3年毎に1回を限度）、清掃費（年1回を限度）など	1/2	1施設当たり50千円
	②維持管理 照明灯の電灯料、損害保険掛金など		1施設当たり5千円
街路灯	①改修・修繕費 塗装費（2年毎に1回を限度）、部材の取替え（3年毎に1回を限度）、清掃費（年1回を限度）など	1/2	1灯当たり10千円
	②維持管理 損害保険掛金など		1灯当たり300円
	③街路灯の電灯料 商店会で、共同設置したものに限る。		1灯当たり3,500円
プランター	①改修・修繕費 破損品の交換など	1/2	1商店会当たり50千円
	②維持管理 花卉の植栽費、損害保険掛金など		1商店会当たり100千円
その他の施設 （市長が特に認めたもの）	①改修・修繕費、又は維持管理費（損害保険掛金を除く）	1/2	1商店会当たり100千円
	②維持管理 損害保険掛金など		1施設当たり300円